

令和 8 年 8 月 20 日
村 山 総 合 支 庁

報道関係者 各位

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

山形県山形市白山三丁目11番18号リバーサイドコスモE号室
株式会社REDNECK（代表取締役 山川 生）

2 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第00601240632号）

3 処分年月日

令和 8 年 8 月 19 日

4 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止
（令和 8 年 9 月 5 日から令和 9 年 1 月 3 日までの121日間）
根拠：法第14条の 3（第 1 号該当）

5 処分理由

被処分者は、山形市内において、山形市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可無く、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬を受託し、同者の事業場に運搬して積替え保管を行った。このとき、同者は、排出事業者から産業廃棄物管理票の交付を受けていなかった。また、産業廃棄物収集運搬車である旨を車体の両側面に表示することなく産業廃棄物を処分場に運搬した。

このため、同者は、法第14条の 3 第 1 号に該当するに至った。

問合せ先

保健福祉環境部環境課
課長補佐（廃棄物対策担当） 菅原
TEL 023-621-8421
広報監 総務企画部長 音山